

## 第4次晴れの国おかやま生き生きプラン 素案への意見

### 第1章 基本的な考え方 1 ページ

※この素案は何なのか、整理してください。

①このプランはどのような過程を経て作成されているのか、一切触れられていません。県庁内部のスタッフだけで作成されたのか、そうであればその構成はどういう立場の方たちか、外部の方たちからの意見も求めて整理したとするならば、その存在も明らかにすることが必要だと思います。

②第4次案ということからすれば、12年の間でのプランに基づく県政執行により、どのような成果があったのか、また課題にかかわっても整理したものを明示することが必要です。

③このプランは、だれがだれに対して何を求めているのか、その点がはっきりしない提案にうつります。整理して追記してください。

④全体を通じて、「憲法」「人権」にかかわっての記述は見受けられません。審議会まで設置して諮問し答申を受けて「岡山県人権政策推進指針」を策定している県政として、その関連性が全くないのは問題ではないかと思います。その他の重要な指針などとの関連も含め、再度整理する必要があると思います。そうでないと、第3次プランまでの焼き直しとしての評価から抜け出せないと思います。

⑤このプランは、県政の最上位に位置付けられる総合的な計画であり、県政推進の羅針盤として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と、その実現に向けて、令和10(2028)年度までに重点的に取り組む行動計画という2つの性格を併せ持つもの、としています。そうであるならば、より上記①②③④にかかわっての意見をきちんと取り上げ、再検討してください。

### 3 第4次プラン推進の基本姿勢 2 ページから

※「顧客重視」という言葉に違和感を覚えます。顧客という言葉を除してください。

県政運営は株式会社ではありません。

地方自治法第1条には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされているように、県民一人ひとりの暮らし・福祉・医療・教育にかかわる施策を充実させ、住み続けられる地域づくり、地域産業の振興などと合わせた条件整備を行うことが最優先されると思います。

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」としており、行政にあたる人たちは、一人ひとり尊厳をもった県民に対応していくことが第1義的義務です。

素案では、「県民はもとより、本県への移住希望者や進出意欲を持った企業、国内外からの観光客など、本県の行政サービスを受ける関係者すべてを顧客と捉えて」とされていますが、そのもとよりの県民への基本的対応の視点が抜け落ちています。

また、移住希望者や外国人にたいしても、「顧客」としての捉え方でなく、人格をもった方たちへの対応として整理してください。

重点戦略Ⅰ 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現 31 ページ

#### 1 出会い・結婚応援プログラム

**※産めよ増やせよ、という視線ではダメです。再考してください。**

重点戦略の最初に、出会い、を行政施策で行うこと、としていますが、出会いについては多くの若者がアプリを使ったりもしながら、自主的にその場を作っておられます。

むしろ、行政が行うべきことは、例えば奈義町のように住民の個々人が住み続けられる地域づくりへ注力されたこと、その結果として出生率も高く、住民の喜びにもなっているという姿勢を見習うべきだと思います。

以上